

対象業種を追加!



北上市より新型コロナウイルス感染症対策補助金のお知らせ

北上市小規模企業者家賃支援補助金(延長分)

売上が減少した小規模企業者に対して、3カ月分の家賃の半額(上限10万円/月)を支援します。

■ 申請期間 令和4年9月1日から令和4年10月31日まで(必着)

対象となる事業者

注意 2月～5月の申請期間に交付済の事業者は申請できません。

- ✓ **業種** 食料品製造業、道路旅客運送業、小売業、飲食業、宿泊業、サービス業、娯楽業、その他の教育、学習支援業、医療業(療術業に限る。)を営む事業者(会社、個人、その他法人)
- ✓ **売上げ減少** 令和4年1月から令和4年8月の間のいずれか1月(※対象月)の売上げが前々年又は前々々年の同月比で30%以上減少した月がある事業者(1年以内の新規創業者は、令和4年8月の売上げが創業後のいずれかの1月と比較して30%以上減少している者)
- ✓ **従業員人数** 常時使用する従業員※の数が一定数以下の事業者

業種	常時使用する従業員数
運輸業、宿泊業その他	20人以下
卸売業、小売業	5人以下
飲食・サービス業	5人以下

対象となる家賃

- ✓ **所在地等** 市内で賃借した事業用の建物および土地(駐車場を含む)、複数の場合は合算
- ✓ **対象期間** 令和4年1月から令和4年8月の間の連続する3カ月以内の家賃
- ✓ **補助金の対象から除かれるもの**
 - 消費税及び地方消費税 ○水道光熱費などの変動する経費
 - 事業主や役員等から賃借している物件の家賃 ○変動賦課金など売上げにより支払う家賃
 - 住居部分の家賃 ○市外に賃借している物件の家賃 など

申請書類

郵送のみ: 〒024-8501北上市芳町1-1商業観光課あて

- ◎ 北上市小規模企業者家賃補助金申請書
- ◎ 【法人】コロナ前(※対象月の比較同月を含む事業年度)の確定申告書及び法人概況説明書(1~2ページ)
【個人】コロナ前(令和元年又は2年)の確定申告書及び青色申告決算書(1~2ページ)
(又は)確定申告書及び収支内訳書(1~2ページ)に売上げ台帳(1年分)を添付したもの
- 【共通】売上げ減少の※対象月の売上台帳(決算期を迎えた法人は直近の確定申告書)
- ◎ 賃貸借契約書その他契約書類の写し(現在も有効で所在地、金額、記名押印があるもの)
- ◎ 家賃の支払い証明(通帳又は領収書等)の写し(対象となる連続する3カ月分)
- ◎ 補助金振込先口座通帳の表紙及び見開き面の写し
- ◎ 本人確認書類((法人)全部事項証明書、(個人)運転免許証、健康保険証など)
- ◎ (1年以内の新規創業の場合)開業届など

■相談窓口
■市役所本庁舎3階
■9時~12時、
13時から17時

支援金についての問い合わせ 北上市役所商工部商業観光課 ☎0197(72)8240

■補助金を受けるには(その他)

次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと
- (2) 北上市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと
- (3) 宗教上の組織又は団体でないこと

■支援金の振り込みまでの流れ

支援金の振り込みは通常で申請受理から1カ月程度です。

- (1) 申請書の記入漏れや添付書類の不足がある場合、申請者へ返送します。再度提出されるまで受理されません。
- (2) 虚偽の申請や不正の行為によって申請された支援金は、交付後であっても返還命令を行い、交付金額全額に遅延損害金を付して返還させます。また、事件として所轄警察署に届け出ます。

Q&A

①	Q	国の家賃支援給付金や、県の経営支援金などの併給は可能なのか。
	A	可能です。ただし、併給する他の補助金等において禁止されている場合がありますのでご注意ください。
②	Q	小規模企業者に個人事業主やフリーランスは含まれるのか。
	A	<u>含まれます</u> 。但し、総務省が設定する日本標準産業分類に掲げる産業が対象です。
③	Q	売上高の減少率を計算した時の、小数点以下は、どのように記載するのか。
	A	小数点以下は <u>切り捨て</u> て下さい。
④	Q	売上高が分かる書類とは、どのような書類を指すのか。
	A	原則 <u>確定申告書の月別売上高を記載した箇所の写し</u> とし、白色申告の方など確定申告書で月別売上高が確認できない場合は、決算書、帳簿等(12カ月分)が対象です。
⑤	Q	複数の業種を営んでいる場合の取り扱い。
	A	<u>一番売上高が大きい業種を主たる業種として、取り扱い</u> ます。例えば、小売業と製造業を営んでおり、小売業の方が売上高が大きい場合は、小売業とします。但し、 <u>売上高は、小売業と製造業を合算した数値</u> を用いて下さい。
⑥	Q	市内外で複数の事業者・店舗を有している場合は、どの売上高を用いればいいのか。
	A	市内外含めて <u>事業者全体の売上高</u> にて算定して下さい。
⑦	Q	申請から振込までどれくらいの期間を要するのか。
	A	書類の到着から <u>1カ月程度</u> で振り込みとなります(書類に不備があった場合を除く)。
⑧	Q	市内外で複数の事業者・店舗を有している場合は、どの家賃を申請できるのか。
	A	<u>北上市内の家賃分</u> が申請の対象です。
⑨	Q	通帳は、どの部分のコピーを添付すればいいのか。
	A	<u>通帳の表紙及び表紙の裏面</u> をコピーしてください。
⑩	Q	どういった業種が対象となるか。
	A	旅客運輸、小売、卸売、宿泊、飲食、サービス業に加え、弁当総菜などの食品製造、運動施設提供などの娯楽業、学習塾・ジムなどの教育・学習支援業、カイロプラクティック等の療術業を対象としました。事業内容により詳細な検討が必要になる場合がありますので、あらかじめお問合せください。